

東京都立臨海青海特別支援学校 いじめ防止基本方針

はじめに

昨今、いじめは大きな社会問題として、国や東京都が様々な対応を重ねています。いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。「いじめは人権侵害である。」と言われるように、いじめは絶対に許されるものではありません。教職員のみならず、保護者をはじめ、児童・生徒と関わる多くの大人が協力し合い、社会全体でいじめ問題に対応することが求められています。

特に学校においては、全ての教育活動を通して、子供達の自尊感情や自己肯定観を高めることを通して、自分や友達の良さに気付かせ、互いに尊重し合い支え合う心や、優しさや思いやりをもって接する心情などの豊かな心を育成することが求められます。そこで、本校では、「人権を尊重し、一人一人を大切に学校」を目指し、学校・家庭・地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」に基づき「東京都立臨海青海特別支援学校いじめ防止基本方針」を定めることとします。

1 いじめ問題に関する基本的な考え

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、いじめは人間の心の成長過程で、誰もが行ってしまいう危険性のあるものです。見過ごしてしまうことにより、いじめられた子供のみならず、いじめている子供にとっても人格の形成に係る重大な問題となります。

そこで本校では「いじめはどの学校でも起こり得る」という認識の下、以下の観点において、学校・家庭・地域社会が一体となって、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

- ・いじめを生まない、許さない学校づくりを進める。
- ・小さなサインを見逃さない、児童・生徒の何気ない言動への感性を磨く。
- ・児童・生徒をいじめから守り通すとともに、児童・生徒のいじめ解決に向けた自発的な行動を促す。
- ・教員の指導力と組織的対応力の向上を図る。
- ・保護者・地域・関係機関との密接な連携による取組を推進する。

いじめの定義

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」のことを言います。（いじめ防止対策推進法第2条）

具体的ないじめの態様

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる。

いじめ問題に関する基本的認識

- 1 「いじめめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと
- 2 いじめられている子供の立場に立った親身の指導を行うこと
- 3 いじめはいじめられている側にも問題があるという見方は間違っていること
- 4 いじめはその行為の態様によっては暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すること
- 5 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
- 6 いじめ問題は、教師の児童・生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、大きな影響を及ぼすことを常に意識して行動すること
- 7 学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要があること

児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法 第4条）

2 いじめ防止等の組織

(1) 学校いじめ対策委員会

目的

本委員会はいじめの未然防止と早期発見のための取り組みを推進し、本校児童・生徒に対するいじめの根絶を目指すことを目的として、いじめ防止対策推進法第22条に基づいて設置します。

構成

校長、副校長、主幹教諭、学部主任、企画室担当
その他校長が必要と認める者

役割

- ・いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ・いじめの状況把握及び分析
- ・いじめを受けた児童・生徒に対する相談及び支援
- ・いじめを受けた児童・生徒の保護者に対する相談及び支援
- ・いじめを行った児童・生徒に対する指導
- ・いじめを行った児童・生徒の保護者に対する助言
- ・外部組織への協力要請又は警察への相談
- ・その他、いじめの防止に係ること

(2) 学校サポートチーム

目的

学校いじめ対策委員会に対して助言と支援を行い、いじめに対する対策を強化します。

所掌事項

学校いじめ対策委員会に対する助言と支援を行います。

会議

年2回会議を開催します。また、学校いじめ対策委員会をサポートする必要があると判断した場合には会議を適宜開催します。

構成

校長、副校長、主幹教諭、学校運営連絡協議会委員、その他校長が必要と認める者

3 いじめ問題への対応

(1) 未然防止のための取組～開発的アプローチ～

いじめ問題において「いじめが起らない学校づくり」を進めることが極めて重要です。そのためには「いじめはどの学校でも起こりうる」という認識を全ての教職員がもち、日頃から児童・生徒の自尊感情や自己肯定観を高め、豊かな心を育てるとともに、自他を大切にする心情を育み、好ましい人間関係の育成に取り組みます。また、日常的に子供たちへの積極的な働きかけを行い、子供たちとの確実な信頼関係を構築します。

(2) 早期発見のための取組～予防的アプローチ～

万が一いじめが発生した場合には、より早期に発見することが早期解決のために重要です。いじめを早期に発見するためには、子供の日常生活の微細な変化からいじめの芽を素早く察知しなければなりません。いじめは大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいということを認識し、教職員が子供たちの小さな変化を敏感に感じ取ることができるよう、的確な情報の受信と迅速な組織的対応を行います。

(3) 早期対応のための取組～問題解決的アプローチ～

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている子供の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を行い、解決に向けて担任が一人で問題を抱え込まず、学年や学部、学校全体で組織的に問題に対応します。また、いじめの再発を防止するための指導計画を立案し、問題が解決するまで指導や見守りを継続します。

(4) 重大事態への対応

重大事態の定義

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(いじめ防止対策推進法第28条)
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(いじめ防止対策推進法第28条)
- ・児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき。

重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。
- ・教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校いじめ対策委員会・学校サポートチームにスクールソーシャルワーカー等専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、事実関係を調査したのち、いじめを受けた児童・生徒及び保護者に対し、事実関係等の情報を適切に提供し、適切な対応を教職員が一体となって行います。
- ・学校経営支援センター（支所）への連絡・報告を適切に行い、連携して対処します。
- ・調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとります。
- ・教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力します。

4 教員研修

いじめ防止対策推進法等で示されている取組を全教職員が確実に行えるようにするため、いじめ防止に関する研修を年間計画に位置付けて年3回実施します。また、教職員の人権感覚の向上とともに、日々の児童・生徒観察の在り方や相談スキルの向上を図ります。

5 保護者・地域等との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合には「適切にいじめから保護する」ものとされています。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされており、いじめの防止に関する家庭の役割は極めて重要です。日々の教育活動において、保護者との円滑なコミュニケーションに努め、保護者との信頼関係を確立します。また、保護者会等においていじめの問題についての意識向上に努め、家庭との連携を構築します。

(2) 地域等の役割

子供が安心して過ごすことができる環境を作ることとは地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子供をしっかりと見守ることができる環境は重要です。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は速やかに学校に情報提供や相談が行われるよう、平素から関係を築きます。また、警察、児童相談所、保健所、子ども家庭支援センター等との適切な連携を図り、平素からの情報共有が可能な体制を作ります。

(3) 法曹関係者との連携

事態への対応等において教職員及び関係機関と一体となり迅速に、真摯に対応を行います。また、より適切な対応が行えるように弁護士等からの助言や支援を受け、児童・生徒や保護者並びに関係機関への対応を行います。

6 個人情報保護への配慮

いじめに関係した全ての児童・生徒全員の個人情報に十分配慮しつつ事実確認を進め、関係する文書・記録の保管について、厳重な管理を行います。

7 学校評価及び基本方針改善

「学校評価アンケート」を活用し、この結果に基づき基本方針を改善します。

附則 この要項は平成31年4月1日から施行する。
この要項は令和2年4月1日から施行する。
この要領は令和3年4月1日から施行する。
この要領は令和4年4月1日から施行する。
この要領は令和5年4月1日から施行する。
この要領は令和6年4月1日から施行する。
この要領は令和7年4月1日から施行する。